

文京区補助金等チェックシート

所属 都市計画部住環境課

1 補助金の名称等

30年度調査

補助金の名称	マンション劣化診断調査費助成						
根拠規定等	文京区マンション劣化診断調査費助成要綱						
創設年月	平成	30	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	終了予定年月
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕	
見直しの内容							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号	
	7都市整備費	1都市整備費	4住宅対策費	6マンション管理適正化支援事業	1マンション管理適正化支援事業	住04-01	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給						

2 補助金の概要

補助目的	区内の住環境及び地域環境の向上に資することを目的とする。						
補助事業等の内容	分譲マンションの管理組合等に対して、マンションの適正な維持管理に要する費用を助成する。						
補助対象経費の内容	劣化診断調査に要する費用						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 分譲マンションの管理組合または賃貸マンションを所有する個人。						
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 { 補助率 1/2(上限あり) } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 50万円を上限とする。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公募の状況	ホームページ、区報、ちらし、ポスター等により周知する。						
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区 11/40	国 9/40	都 -	補助対象者 20/40
			上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	老朽化していく住宅ストックへの対策としてニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	良質な住宅の整備・確保を目標とする基本構想等に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	良好な住環境の維持・形成を図るため補助すべきである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	マンションの適正な管理、ひいては良好な住環境の形成に影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	広く申請を受け付ける。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	適正な審査の後、交付決定を行う。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	劣化診断は、各マンションの管理組合又は所有者が実施するものであり、区の支援策としては補助金交付以外の代替策は考えられない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	劣化診断を実施するに当たっての後押しとなり、マンションの適正な管理に寄与する。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	劣化診断を実施することにより、マンションの計画的な修繕が実施され、良質なマンションが確保される。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	良好な住環境が維持・形成され、効果が広く区民に還元される。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(予算)			
交付(見込み)件数	10			
決算(予算)額	5,000			
国庫支出金	2,250			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	2,750			
29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

事業を普及させるべく、ホームページ、区報、ちらし、ポスター等を活用して、広く周知を図る。